

# 司法試験法（平成16年1月1日施行）

## 目次

- 第一章 司法試験（第一条 第十一条）
- 第二章 司法試験委員会（第十二条 第十六条）
- 第三章 補則（第十七条）
- 附則

## 第一章 司法試験

### （目的）

第一条 司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験とする。

2 裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第六十六条の試験は、この法律により行う。

### （司法試験の種類）

第二条 司法試験を分けて、第一次試験及び第二次試験とする。

### （第一次試験）

第三条 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な教養と一般的学力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学卒業程度において一般教養科目について短答式（択一式を含む。以下同じ。）及び論文式による筆記の方法により行う。

### （第一次試験の免除）

第四条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第一次試験を免除する。

- 一 学校教育法に定める大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の学習を終わつた者
  - 二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者
  - 三 旧高等試験令（昭和四年勅令第十五号）による高等試験（以下高等試験と略称する。）予備試験に合格した者又はその免除を受けていた者
  - 四 前三号に該当する者のほか、法務省令の定めるところにより、前三号に該当する者と同等以上の教養と一般的学力を有すると認められた者
- 2 第一次試験に合格した者に対しては、その後第一次試験を免除する。

### （第二次試験）

第五条 第二次試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及び

その応用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、次条に定めるところによつて、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

- 2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は第四条の規定により第一次試験を免除せられた者に限り、受けることができる。

(第二次試験の試験科目等)

第六条 短答式による試験は、次の三科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法

- 2 論文式による試験は、短答式による試験に合格した者につき、次の六科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 商法
- 四 刑法
- 五 民事訴訟法
- 六 刑事訴訟法

- 3 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、次の五科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法
- 三 刑法
- 四 民事訴訟法
- 五 刑事訴訟法

- 4 法務大臣は、試験科目中相当と認めるものについて、法務省令で、その範囲を定めることができる。

- 5 第二次試験においても、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、理解力、推理力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

- 6 筆記試験に合格した者に対しては、その申請により、次回の司法試験の筆記試験を免除する。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条の二 法務大臣は、第四条第一項第四号又は前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かななければならない。

(司法試験の実施)

第七条 司法試験は、司法試験委員会が毎年一回以上行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ、官報をもつて公告する。

(合格者の決定方法)

第八条 司法試験の合格者は、司法試験考査委員の合議による判定に基づき、司法試験委員会が決定する。

(合格証書)

第九条 司法試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授与する。

(合格の取消し等)

第十条 司法試験委員会は、不正の手段によつて司法試験を受け、若しくは受けようとした者又はこの法律若しくはこの法律に基づく法務省令に違反した者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとすることができる。

(受験手数料)

第十一条 司法試験の各試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、司法試験を受けなかつた場合においても返還しない。

## 第二章 司法試験委員会

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 法務省に、司法試験委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 司法試験を行うこと。

二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(委員)

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十四条 委員長は、委員の互選に基づき、法務大臣が任命する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(司法試験考査委員)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置く。

2 司法試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験考査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験考査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

### 第三章 補則

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 高等試験の行政科試験に合格した者(昭和十六年勅令第一号附則第二項の規定により行政科の本試験に合格した者とみなされた者を含む。)で司法試験を受けようとする者に対しては、第二次試験中短答式による筆記試験並びに次の四科目以外の科目についての論文式による筆記試験及び口述試験を免除する。

一 憲法

二 刑法

三 民法及び商法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

四 民事訴訟法及び刑事訴訟法のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 高等試験司法科試験に合格した者は、この法律による司法試験に合格した者とみなす。